

群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年2月19日

条例第6号

改正 平成21年2月13日条例第4号

令和2年2月10日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項、第200条第6項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第12条第9項の規定に基づき、一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 30人
- (2) 議会の事務部局の職員 3人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 2人

2 前項第2号から第4号までの職員は、広域連合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

(平21条例4・令2条例5・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月13日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月10日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。